

○彦根市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例

(昭和 31 年 9 月 21 日条例第 26 号)

改正 昭和 32 年 3 月 20 日条例第 1 号 昭和 32 年 9 月 21 日条例第 41 号 昭和 32 年 12 月 21 日条例第 53 号
 昭和 33 年 12 月 24 日条例第 20 号 昭和 34 年 5 月 12 日条例第 14 号 昭和 35 年 3 月 31 日条例第 5 号
 昭和 35 年 6 月 30 日条例第 28 号 昭和 35 年 9 月 20 日条例第 32 号 昭和 36 年 2 月 2 日条例第 1 号
 昭和 36 年 12 月 25 日条例第 52 号 昭和 37 年 4 月 1 日条例第 4 号 昭和 38 年 2 月 23 日条例第 2 号
 昭和 39 年 2 月 25 日条例第 1 号 昭和 39 年 12 月 26 日条例第 49 号 昭和 40 年 1 月 28 日条例第 1 号
 昭和 40 年 3 月 27 日条例第 5 号 昭和 41 年 1 月 28 日条例第 1 号 昭和 41 年 12 月 24 日条例第 39 号
 昭和 43 年 12 月 26 日条例第 54 号 昭和 44 年 12 月 25 日条例第 43 号 昭和 45 年 12 月 25 日条例第 42 号
 昭和 46 年 12 月 21 日条例第 36 号 昭和 47 年 9 月 30 日条例第 24 号 昭和 49 年 3 月 26 日条例第 3 号
 昭和 49 年 4 月 27 日条例第 40 号 昭和 49 年 12 月 26 日条例第 68 号 昭和 50 年 4 月 1 日条例第 4 号
 昭和 51 年 12 月 24 日条例第 33 号 昭和 52 年 3 月 29 日条例第 1 号 昭和 53 年 12 月 25 日条例第 33 号
 昭和 55 年 12 月 24 日条例第 32 号 昭和 59 年 5 月 31 日条例第 15 号 昭和 59 年 12 月 24 日条例第 36 号
 昭和 61 年 3 月 29 日条例第 3 号 昭和 61 年 9 月 16 日条例第 21 号 平成元年 12 月 25 日条例第 33 号
 平成 2 年 12 月 26 日条例第 44 号 平成 3 年 7 月 1 日条例第 16 号 平成 5 年 10 月 1 日条例第 20 号
 平成 8 年 6 月 28 日条例第 11 号 平成 10 年 3 月 23 日条例第 7 号 平成 11 年 3 月 23 日条例第 8 号
 平成 12 年 3 月 28 日条例第 44 号 平成 14 年 12 月 27 日条例第 66 号 平成 15 年 3 月 28 日条例第 7 号
 平成 18 年 3 月 27 日条例第 7 号 平成 20 年 9 月 19 日条例第 35 号 令和 2 年 5 月 19 日条例第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 203 条の規定に基づき、議会の議長、副議長および議員に対して支給する議員報酬、期末手当および費用弁償の額ならびにその支給方法に関し必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬の額)

第 2 条 議会の議長、副議長および議員の議員報酬は、次の表のとおりとする。

職名	議員報酬額
議長	月額 534,000 円
副議長	月額 454,000 円
議員	月額 405,000 円

(議員報酬の支給方法)

第 3 条 議長および副議長には選挙された日から、議員にはその職についた日から、それぞれ議員報酬を支給する。

- 議長、副議長および議員が、任期満了、失職、退職、死亡等のため、その職を離れたときは、その日まで議員報酬を支給する。
- 議員報酬の支給日は、一般職の職員に対する支給の例による。

(日割計算)

第4条 前条の規定により議員報酬を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、またはその月の末日まで支給するとき以外のときは、その議員報酬の額は、その月の現日数を基礎として日割によって計算する。

(費用弁償)

第5条 議長、副議長および議員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額および支給方法については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

(期末手当の額および支給方法)

第6条 議長、副議長および議員で、6月1日および12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に対して、期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、または死亡した者についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職し、または死亡した者にあつては、退職し、または死亡した日現在)においてその者が受けるべき議員報酬の月額およびその議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額を期末手当基礎額として、彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例(昭和32年彦根市条例第43号)の規定により期末手当を受ける職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

3 期末手当の支給方法は、一般職の職員の例による。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和31年9月1日から適用する。

2 彦根市議会議員等報酬額および費用弁償額ならびに支給方法条例(昭和22年条例第16号)は、廃止する。

3 昭和49年度に限り、第5条の規定による期末手当のほか、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和49年法律第32号)の施行の日(以下「施行日」という。)に在職する議員に対して、期末手当を支給する。

4 前項の規定による期末手当の額は、施行日において議員が受けるべき月額報酬額(第5条の規定により支給される期末手当の額の計算の基礎となる月額報酬額)に100分の30を乗じて得た額とする。

- 5 議長、副議長および議員に係る平成 12 年 6 月、同年 12 月および平成 13 年 3 月の期末手当の額は、第 5 条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる期末手当の額からその 100 分の 10 に相当する額(その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。
- 6 議長、副議長および議員の令和 2 年 6 月に支給する期末手当の額は、第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定による額からその 100 分の 10 に相当する額(その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

付 則(昭和 32 年 3 月 20 日条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 31 年 9 月 1 日から適用する。

付 則(昭和 32 年 9 月 21 日条例第 41 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 32 年 6 月 1 日から適用する。

付 則(昭和 32 年 12 月 21 日条例第 53 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 32 年 12 月 15 日から適用する。

付 則(昭和 33 年 12 月 24 日条例第 20 号)

この条例は、告示の日から施行し、昭和 33 年 12 月 25 日から適用する。

付 則(昭和 34 年 5 月 12 日条例第 14 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 35 年 3 月 31 日条例第 5 号)

この条例は、昭和 35 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 35 年 6 月 30 日条例第 28 号)

この条例は、昭和 35 年 7 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 35 年 9 月 20 日条例第 32 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 35 年 6 月 15 日から適用する。

付 則(昭和 36 年 2 月 2 日条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 35 年 10 月 1 日から適用する。

付 則(昭和 36 年 12 月 25 日条例第 52 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 36 年 12 月 1 日から適用する。

付 則(昭和 37 年 4 月 1 日条例第 4 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 38 年 2 月 23 日条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 37 年 12 月 1 日から適用する。

付 則(昭和 39 年 2 月 25 日条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 38 年 12 月 1 日から適用する。

付 則(昭和 39 年 12 月 26 日条例第 49 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 39 年 12 月 1 日から適用する。

付 則(昭和 40 年 1 月 28 日条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 39 年 12 月 1 日から適用する。

付 則(昭和 40 年 3 月 27 日条例第 5 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 40 年 4 月 1 日以後の施行から適用する。ただし、同日前に出発した旅行については、なお、従前の例による。

付 則(昭和 41 年 1 月 28 日条例第 1 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 5 条第 1 項および第 2 項中支給率の改正部分を除く改正規定は、昭和 41 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 第 5 条第 2 項中支給率の改正規定は、昭和 40 年 12 月 15 日から適用する。
- 3 改正後の彦根市議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の第 5 条第 2 項の規定の昭和 41 年 6 月 1 日における適用については、同項中「6 月以内」とあるのは「5 箇月 17 日以内」とし、同項各号中「6 月」とあるのは「5 箇月 17 日」とする。

付 則(昭和 41 年 12 月 24 日条例第 39 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 41 年 12 月 1 日から適用する。

付 則(昭和 43 年 12 月 26 日条例第 54 号)

この条例は、昭和 44 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条の改正規定は昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 44 年 12 月 25 日条例第 43 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 44 年 12 月 1 日から適用する。

付 則(昭和 45 年 12 月 25 日条例第 42 号)

- 1 この条例は、昭和 46 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 2 項の改正規定は、昭和 45 年 6 月 1 日から適用する。
- 2 この条例の施行の日の前日までの間において、改正前の彦根市議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例第 5 条第 2 項の規定に基づいて支払われた期末手当は、改正後の彦根市議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の規定による期末手当の内払いとみなす。

付 則(昭和 46 年 12 月 21 日条例第 36 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 46 年 5 月 1 日から適用する。
- 2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の彦根市議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の規定にもとづいて支払われた期末手当は、改正後の彦根市議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の規定による期末手当の内払いとみなす。

付 則(昭和 47 年 9 月 30 日条例第 24 号)

この条例は、昭和 47 年 10 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 49 年 3 月 26 日条例第 3 号)

この条例は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 49 年 4 月 27 日条例第 40 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 49 年 12 月 26 日条例第 68 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 49 年 12 月 1 日から適用する。

- 2 この条例の施行の日の前日までにおいて、改正前の彦根市議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支払われた期末手当は、改正後の彦根市議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例の規定による期末手当の内払いとみなす。

付 則(昭和 50 年 4 月 1 日条例第 4 号)

この条例は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 51 年 12 月 24 日条例第 33 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 52 年 3 月 29 日条例第 1 号)

この条例は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 53 年 12 月 25 日条例第 33 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 54 年 1 月 1 日から施行する。

(期末手当の額の特例)

- 2 昭和 53 年 12 月 1 日に在職していた議員に係る昭和 54 年 3 月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の彦根市議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から昭和 53 年 12 月に当該議員に支給した期末手当の額の 20 分の 1 に相当する額を控除して得た額とする。

付 則(昭和 55 年 12 月 24 日条例第 32 号)

この条例は、昭和 56 年 1 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 59 年 5 月 31 日条例第 15 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 59 年 12 月 24 日条例第 36 号)

この条例は、昭和 60 年 1 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 61 年 3 月 29 日条例第 3 号)

この条例は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 61 年 9 月 16 日条例第 21 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成元年 12 月 25 日条例第 33 号)

この条例は、平成 2 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条の改正規定は、平成元年 6 月 1 日から適用する。

付 則(平成 2 年 12 月 26 日条例第 44 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の彦根市議会議員の報酬および費用弁償等に関する条例(以下「議員報酬条例」という。)、彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例(以下「給与条例」という。)および彦根市教育委員会教育長の給与に関する条例(以下「教育長条例」という。)の規定は、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この条例による改正後の議員報酬条例、給与条例および教育長条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前のこれらの条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれこの条例による改正後のこれらの条例の規定による期末手当の内払とみなす。

付 則(平成 3 年 7 月 1 日条例第 16 号)

この条例は、平成 3 年 7 月 1 日から施行する。

付 則(平成 5 年 10 月 1 日条例第 20 号)

この条例は、平成 5 年 10 月 1 日から施行する。

付 則(平成 8 年 6 月 28 日条例第 11 号)

この条例は、平成 8 年 7 月 1 日から施行する。

付 則(平成 10 年 3 月 23 日条例第 7 号)

この条例は、平成 10 年 7 月 1 日から施行する。

付 則(平成 11 年 3 月 23 日条例第 8 号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 12 年 3 月 28 日条例第 44 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 14 年 12 月 27 日条例第 66 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条ならびに付則第 6 項、第 8 項から第 10 項、第 11 項の改正規定中「、3 月」を削る部分、第 12 項および第 13 項の規定は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 15 年 3 月 28 日条例第 7 号)

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 18 年 3 月 27 日条例第 7 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 20 年 9 月 19 日条例第 35 号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(令和 2 年 5 月 19 日条例第 25 号)

この条例は、公布の日から施行する。